

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社自重堂と称する。

英文では、J I C H O D O C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 衣料用繊維製品の製造、加工、販売、輸出入業
2. 靴、装身具、服飾雑貨品、皮革製品、運動用具の販売、輸出入業
3. スポーツ施設、スポーツクラブ、カルチャーセンターの経営
4. 縫製用機械、事務用機器のリース、レンタル業務
5. コンピュータによる情報処理業務の受託業務
6. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
7. 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理に関する業務
8. ビルの保守、管理、点検に関する業務
9. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島県福山市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は7, 344, 200株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡し請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長が在任しないとき又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役会において定める取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役は株主総会の決議によってこれを解任できる。

- 2 前項の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長、取締役最高顧問1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長が在任しないとき又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがあるものを除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがあるものを除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(履 歴)

平成 2 年 9 月 2 8 日一部改定。

平成 3 年 9 月 2 5 日一部改定。

平成 4 年 9 月 2 4 日一部改定。

平成 5 年 9 月 2 8 日一部改定。

平成 6 年 9 月 2 7 日一部改定。

平成10年 9 月 2 4 日一部改定。

平成11年 9 月 2 1 日一部改定。

平成12年 9 月 2 1 日一部改定。

平成13年 9 月 2 0 日一部改定。

平成14年 9 月 1 9 日一部改定。

平成15年 9 月 2 5 日一部改定。

平成16年 9 月 2 9 日一部改定。

平成17年 9 月 2 8 日一部改定。

平成18年 9 月 2 7 日一部改訂。

平成21年 9 月 2 5 日一部改訂。

平成22年 9 月 2 9 日一部改訂。

平成26年 9 月 2 6 日一部改訂。

平成27年 9 月 2 5 日一部改訂。

平成30年 1 月 1 日一部改訂。

令和 4 年 9 月 2 8 日一部改訂。